

平成30年葉山町議会第2回定例会提出議案

- 議案**
- 1 専決処分の承認について
[葉山町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例]
別紙「条例の概要」のとおり
 - 2 専決処分の承認について
[葉山町税条例の一部を改正する条例]
別紙「条例の概要」のとおり
 - 3 平成30年度葉山町一般会計補正予算(第1号)
別紙「補正予算案の概略」のとおり
 - 4 葉山町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
 - 5 葉山町税条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
 - 6 葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
 - 7 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
 - 8 葉山町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
 - 9 葉山町介護保険条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
 - 10 工事請負契約の締結について
消防庁舎空調設備改修工事(機械設備改修及び建築改修)に係る契約を77,112,000円でエヌ・ケイ・テクノ(株)と締結するもの
 - 11 財産の取得について
高規格救急自動車を19,656,000円で神奈川日産自動車(株)法人営業部から取得するもの
 - 12 財産の取得について
高規格救急自動車車載資機材を13,554,000円で日本船舶薬品(株)横浜支店から取得するもの
- 報告**
- 1 平成29年度葉山町繰越明許費繰越計算書(一般会計)
平成29年度葉山町一般会計の繰越明許費繰越計算書について説明するもの
 - 2 平成29年度葉山町事故繰越し繰越計算書(一般会計)
平成29年度葉山町一般会計の事故繰越し繰越計算書について説明するもの
 - 3 土地開発公社の経営状況に関する説明書の報告について
平成29年度の葉山町土地開発公社の経営状況について説明するもの

条例の概要

題 名

葉山町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

介護保険法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格に、病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請をする者に限る。）を加えることとした。

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

宅地等の用途を変更した土地に対して課す固定資産税及び都市計画税の負担水準の特例を適用させる期間を3年延長することとした。

3 施行期日

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- (2) 改正後の条例附則第7項の規定は、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例によることとした。

平成 30 年度 6 月補正予算案の概略

(単位: 千円)

会 計 名		補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額
一 般 会 計		9,675,000	12,477	9,687,477
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	3,681,145		3,681,145
	後 期 高 齢 者 医 療	997,621		997,621
	介 護 保 険	2,899,149		2,899,149
	小 計	7,577,915	0	7,577,915
下水道事業会計		2,400,620	0	2,400,620
合 計		19,653,535	12,477	19,666,012

1 一般会計

(1) 歳入

- 国庫支出金
 - ・循環型社会形成推進交付金 10,919 千円
- 県支出金
 - ・かながわ学びづくり推進地域研究事業委託金 458 千円
- 諸収入
 - ・コミュニティ助成事業助成金 1,100 千円

(2) 歳出

- 町内（自治）会支援事業 1,100 千円
 - コミュニティ助成事業補助金
 - 上山口町内会が行う備品の整備に対し、補助を行う。
- 平成 28 年度及び平成 29 年度臨時福祉給付金給付事業費 2,172 千円
 - の額の確定に伴う超過交付額の返還金
- 葉山保育園に防犯カメラ等を設置する。 1,937 千円
- クリーンセンターの再整備事業にあたり、専門的知見を有する者を雇用する。 1,334 千円
- 県の委託事業として、児童・生徒の学力向上を目的とした 458 千円
 - 研究事業を行う。
- 予備費（歳入歳出額の調整） 5,476 千円

一般会計補正予算の内訳

○ 歳入

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
町 税	5,649,637	58.4		5,649,637	58.3
地 方 譲 与 税	61,000	0.6		61,000	0.6
利 子 割 交 付 金	8,000	0.1		8,000	0.1
配 当 割 交 付 金	35,000	0.4		35,000	0.4
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,000	0.3		30,000	0.3
地 方 消 費 税 交 付 金	470,000	4.9		470,000	4.9
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	15,000	0.2		15,000	0.2
自 動 車 取 得 税 交 付 金	24,000	0.2		24,000	0.2
地 方 特 例 交 付 金	22,000	0.2		22,000	0.2
地 方 交 付 税	470,000	4.9		470,000	4.9
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000	0.0		4,000	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	102,864	1.1		102,864	1.1
使 用 料 及 び 手 数 料	171,573	1.8		171,573	1.8
国 庫 支 出 金	828,351	8.6	10,919	839,270	8.7
県 支 出 金	571,796	5.9	458	572,254	5.9
財 産 収 入	5,232	0.1		5,232	0.1
寄 附 金	9,000	0.1		9,000	0.1
繰 入 金	421,000	4.4		421,000	4.3
繰 越 金	200,000	2.1		200,000	2.1
諸 収 入	76,547	0.8	1,100	77,647	0.8
町 債	500,000	5.2		500,000	5.2
合 計	9,675,000	100.0	12,477	9,687,477	100.0

○ 歳出（目的別）

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
議 会 費	171,602	1.8		171,602	1.8
総 務 費	1,131,208	11.7	1,100	1,132,308	11.7
民 生 費	3,438,502	35.5	4,109	3,442,611	35.5
衛 生 費	1,200,880	12.4	1,334	1,202,214	12.4
農 林 水 産 業 費	36,164	0.4		36,164	0.4
商 工 費	83,643	0.9		83,643	0.9
土 木 費	1,225,164	12.7		1,225,164	12.6
消 防 費	822,787	8.5		822,787	8.5
教 育 費	941,013	9.7	458	941,471	9.7
災 害 復 旧 費	800	0.0		800	0.0
公 債 費	512,094	5.3		512,094	5.3
予 備 費	111,143	1.1	5,476	116,619	1.2
合 計	9,675,000	100.0	12,477	9,687,477	100.0

条例の概要

題 名

葉山町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

旅館業法（以下「法」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

法第2条に規定されていた「ホテル営業」と「旅館営業」が、法第2条第2項において「旅館・ホテル営業」と規定されることとなったため、当該規定を引用している条例の規定を改正することとした。

3 施行期日等

この条例は、平成30年6月15日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に規定する中小事業者等が、生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの期間内に、同法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した機械装置等について、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度分の固定資産税に限り、課税割合を市町村の条例で定める（わがまち特例）こととされたことに伴い、その割合を 0 とすることとした。
- (2) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、わがまち特例に係る部分の改正規定は、生産性向上特別措置法の施行の日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

(1) 家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う者については、職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業等を行う者に代わる保育（以下「代替保育」という。）を提供する連携施設の確保が求められているところ、連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、一定の要件を満たすときには、次に掲げる者を確保することをもって、連携施設の確保に代えることができることとした。

① 家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（以下「事業実施場所」という。）以外の場所において代替保育を提供する場合

小規模保育事業（A型及びB型）又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業者等」という。）

② 事業実施場所において代替保育を提供する場合

事業の規模等を勘案して、小規模保育事業者等と同等の能力を有すると町長が認める者

(2) 家庭的保育事業（家庭的保育者の居宅で保育を提供するものに限る。）を行う場合の利用乳幼児に提供する食事について、「保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託しており、一定の要件を満たす者として町長が適当と認めるもの」で調理し、搬入する方法を認めることとした。

(3) 制定附則第1項に規定する施行日後に家庭的保育事業（家庭的保育者の居宅で保育を提供するものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から10年間は、調理員の配置及び調理設備の設置を要しないこととするとともに、当該施設等内での調理を行うために必要な体制を確保するよう努めなければならないこととした。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとした。

条例の概要

題 名

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

放課後児童健全育成事業所に置かなければならない放課後児童支援員の資格のうち、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改めるとともに、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めるもの」を加えることとした。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

児童等（満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者）以外の小児（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の中学部の課程を卒業又は修了する日の属する月の末日までにある者）の医療費の助成について、入院に係る医療に限っていた助成範囲を入通院に係る医療に拡大するとともに、所得制限を廃止することとした。

2 内 容

- （1）児童等の定義並びに児童等以外の小児に係る助成範囲の限定及び所得制限の規定を削ることとした。
- （2）その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日等

- （1）この条例は、平成 30 年 12 月 1 日から施行することとした。ただし、次の（3）については、同年 10 月 1 日から施行することとした。
- （2）この条例による改正後の条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によることとした。
- （3）改正後条例により新たに医療費助成の対象者となる者に係る医療証の交付に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとした。

条例の概要

題 名

葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

介護保険法施行令（以下「令」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

保険料率を算定する際に用いる特別控除額を規定している令第 38 条第 4 項が、第 22 条の 2 第 2 項と改められたため、当該規定を引用している条例の規定を改正することとした。

3 施行期日等

この条例は、平成 30 年 8 月 1 日から施行することとした。